

職場体験に参加される方へ（実施にあたっての留意事項）

職場体験は、実際の現場での業務を体験することにより、今まで持っていたイメージをより明確にするとともに、より福祉に対する関心を高め、就職への動機付け等にさせていただくことを目的としております。体験を行うにあたり、以下の事項を確認、遵守してください。

1. 職場体験上の心構え

- (1) 体験を行う受入施設等の事業内容について、あらかじめ確認しておいてください。また、体験中は受入施設等の方針、職員の指示に従い体験を行うこととし、疑問点や対処がわからない場合は、速やかに職員の指示を仰いでください。
- (2) 福祉の業務は「人と接すること」が基本となります。体験の場は利用者の生活の場でもありますので、利用者の人権に配慮して公平かつ節度ある行動を心掛けてください。なお、特別なケア、配慮が必要な場合には、受入施設等の職員の指示に従ってください。
- (3) 体験で得た利用者等に関する個人情報については、体験後においてもこれを外部に漏らさないようにしてください。
- (4) コロナ禍での体験となるので2週間前から体調管理に十分注意するとともに、マスクの装着・手洗い及び不要不急の外出・会食等の感染リスクの高い場所には行かないなどの感染症対策の徹底をお願いいたします。発熱・咳・のどの痛み等の風邪の症状がある場合は受入施設の職員にご相談ください。受入施設等と協議の上、体験日を変更したり、やむを得ず体験を中止する場合は千葉県福祉人材センター（以下「当センター」とする。）にご連絡ください。また、受入施設等から「検温」を求められる場合もあります。
- (5) 体験中に万一事故、事件等が発生した場合は、速やかに施設の担当職員に指示を仰ぎ自分の判断で対応しないでください。また、当該事故、事件の概要については、当センターへ連絡してください。

2. 職場体験報告書の提出について

職場体験の終了後は「職場体験終了報告書（体験者用）」に必要事項・感想等を記入し、10日以内に当センターへ提出してください。

3. 職場体験費用について

- (1) 体験の参加費用は、無料とします。ただし、体験のための交通費や食費が必要な場合については自己負担となります。また、体験に際してユニフォーム等の着用が必要な場合は、当該被服費についても同様です。実費負担が必要な項目については、事前に受入施設等の受入条件を十分確認してください。
- (2) 受入に際し、受入施設等が体験参加者に対し健康診断・感染症検査等を求める場合は、当該費用は受入施設等が負担するものとします。

4. 職場体験の実施条件について

- (1) 体験できる施設、回数は、原則1人1施設となります。（異なる施設種別の場合は複数体験可能）
- (2) 1日における体験時間は、概ね6時間程度とします。
- (3) 体験事業の実施にあたり、全国社会福祉協議会の用意するボランティア行事用保険に、当センターから加入手続きをいたします。

5. その他

その他、上記1～4以外で体験を実施するうえで必要な事項については、受入施設等と当センターが必要に応じて協議して定めるものとします。